

プロポーザル公告

公募型プロポーザル方式により契約候補者を選定するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和7年（2025年）1月7日

下関市長 前田 晋太郎

記

1 業務名

下関市標準準拠システム（後期高齢支援）導入運用業務

2 業務概要

下関市標準準拠システム（後期高齢支援）について、ガバメントクラウド等にアプリケーションの構築・データ移行等を行い、供用開始後は運用保守や維持管理を行うもの

3 業務期間

契約締結日から令和13年9月30日

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと
- (3) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登録があること

(4) 下関市に対する税金を滞納していないこと

(5) 平成31年4月1日以降に人口25万人以上の自治体において、基幹業務システムの導入業務または運用保守業務の実績を複数有すること

5 参加方法

別添「下関市標準準拠システム（後期高齢支援）導入運用業務事業者選定公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）のとおり

6 参加申込書の提出期間

令和7年1月7日（火）から令和7年1月17日（金）17時まで

7 プロポーザルスケジュール

実施要領のとおり